

下田市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市有資産へ民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載の対象となる市有資産（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報しもだ
- (2) 下田市ホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を認めるもの

(掲載の基準等)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの
 - イ 市に納付すべき税を滞納しているもの
 - ウ その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不相当であると市長が認めるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれもあるもの
- (4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (6) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告及び意見広告に類するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載の優先順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものの広告
- (2) 市内に事業所を有するものの広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間等は、別表に定めるとおりとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、公募とし、広報しもだ及び下田市ホームページへの掲載等により行う

ものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、公募によることなく広告主になりうる者への案内により広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、下田市有料広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第8条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第3条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

- 2 市長は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。この場合において、掲載希望者が広告募集の規定数を超過しているときは、次に掲げるところにより決定する。

(1) 第4条の規定による広告掲載の優先順位による。

(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、抽選又はあらかじめ規定した方法による。

- 3 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、下田市広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により、掲載希望者に通知するものとする。

- 4 市長は、第1項に規定する審査に当たり、疑義が生じたときは、下田市広告審査委員会に諮るものとする。

(審査委員会の設置)

第9条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項を協議するため、下田市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1) 前条第1項に規定する広告掲載の審査に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告の掲載に関すること。

- 2 委員会は、企画課長、総務課長、財務課長、産業振興課長、税務課長及び出納室長をもって組織する。

- 3 委員長は、企画課長とし、委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

- 5 第2項の規定にかかわらず、委員長が必要と認める場合には、関係課長を委員とすることができる。

- 6 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

この場合において、これによって生じた損害に対して、市はその責任を負わない。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を不適切と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、下田市広告掲載取消決定通知書(様式第 3 号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に返還する必要があると認めたとき。

(広告主の責任等)

第 13 条 広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、市は賠償する責を負わない。

2 掲載者の責めに帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則(平成 20 年 9 月 5 日告示第 55 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(下田市ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止)
- 2 下田市ホームページ広告掲載取扱要綱(平成 18 年下田市告示第 42 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の前に行われた広告掲載については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 12 月 8 日告示第 74 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の前に行われた広告掲載については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日告示第 14 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の前に行われた広告掲載については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 11 日告示第 10 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の前に行われた広告掲載については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 6 月 15 日告示第 42 号）

この告示は、公示の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 4 日告示第 12 号）

この告示は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日告示第 16 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 17 日告示第 198 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 35 号抄）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成された用紙は、当分の間調整して使用することができる。

別表（第5条関係）

1. 広報しもだ

規格	掲載位置	掲載料（月額）	掲載期間	掲載枠数
掲載サイズ 縦 45mm 横 85mm 刷り色 4色カラー	お知らせページ 下段で市が指定 する場所	10,000 円	1号を単位とする。	最大4枠

2. 下田市ホームページ

規格	掲載位置	掲載料（月額）	掲載期間	掲載枠数
バナー広告 表示サイズ 縦 40ピクセル 横 150ピクセル 容量 5KB以内 形式 GIF、JPEG、PNGのいずれか（アニメーション不可）	全ページ下側で 市が指定する場 所	10,000 円 （ただし、市内 に事業所等を 有する企業及 び個人事業主 については 5,000 円）	1箇月を単位とし、 最長12箇月とする。	最大12枠
テキスト広告 文字の大きさ 下田市ホー ムページトップページにお ける標準サイズ 文字数 全角24文字以内 文字色、背景色、書体等 指 定不可				

3. その他の広告媒体

広告媒体ごとにその都度別に定める。この場合において、掲載料金は、広告媒体の作成費用、広告募集の経費、類似広告の料金等を勘案し決定する。